



いじめをなくそう！

つづみがうらしょうがっこう
鼓ヶ浦小学校

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起きりうるものといわれています。

また、学校の中だけのことではありません。登下校・放課後・スポーツ少年団など、いろいろなところで起こります。

いじめには、

○ 無視される。



○ 仲間はずれにされる。

○ 「うざい」などのイヤな言葉を言われる。

○ 無理やりイヤなことをされたり、させられたりする。

○ くつをかくされる。



○ 大事なものをこわされる。

○ お金をとられる。

○ インターネットや携帯電話で悪口を書かれる。など



これ以外にも、たくさんことがあります。

どんなことが「いじめ」になるかというと、

いじめられた本人が、「つらいなあ」「かなしいなあ」と感じた時、それは、「いじめ」とされることがあります。

また、本人が「いじめられていません」と言っても、まわりの

様子から「いじめ」と判断されることもあります。

さらに、これらの「いじめ」の中には、ケガをさせたり、人の

ものをぬすんだりするようなとても悪いことをおこなった時は、

すぐに犯罪行為として警察に相談・通報されることもあります。

いじめを早く見つけましょう！

みなさんへ

- ◎ 「いじめかな？」と思っても、知らないふりをするのは、いじめているのと一緒にです。みんなの力と勇気でいじめをなくしましょう。
- ◎ 勇気を出して、
 - ・一人でむずかしい時は、二人、三人で！
 - ・先生やおうちの人相談しましょう。



学校では、いじめ防止等のために、
「学校いじめ防止等対策委員会」を設置しています。

構成員：管理職、生徒指導・教育相談・人権教育各担当教員、
養護教諭、関係担任等、その他校長が必要と認める者

会議の開催：年2回程度、但し校長が必要と認めた時は随時開催

会議の内容：いじめ防止基本方針に規定する取組の実施や具体的な取組の作成、実行、検証、修正等を行います。

鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校

〒510-0254 鈴鹿市寺家一丁目 41番1号

TEL 059-386-3355 FAX 059-386-3504

-附則-

- 1 本基本方針は、平成26年3月5日から施行する。
- 2 本基本方針は、令和6年4月1日から改訂(最終改定)する。

鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校

いじめ防止基本方針



2024(令和6)年4月改訂

一はじめにー

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、被害と加害が入れ替わる等、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要があります。学校は、教育全体を通じて、子どもの豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性を育み、子どもの将来における自己実現を可能にするための力を育成していきます。

いじめを生まないために、学校はもちろん、社会全体で子ども一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組み、自己肯定感を高め、子どもに自他の人権を守るために行動できる力を育むため、学校・家庭・地域が連携していくことが重要と考えています。

ーいじめとはー

いじめ防止対策推進法第2条において「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されています。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があるため、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた子どもがいたが、本人がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる子ども自身が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った子どもに対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

ーいじめ解消の定義ー

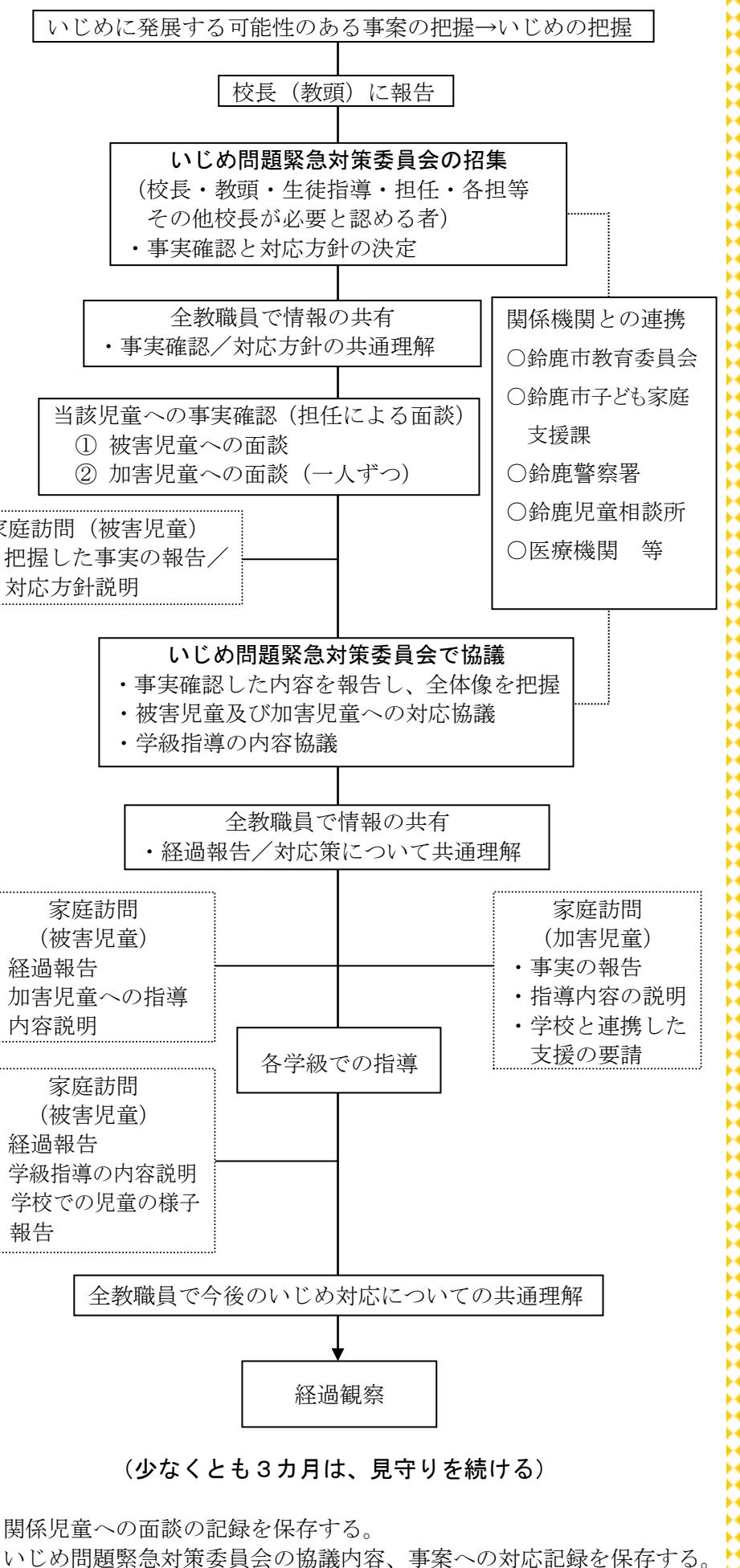
いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月を経過していること。
- ② 被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

学校は、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していきます。

いじめが起きたら

《いじめ問題緊急対策委員会・対応マニュアル》



《取組の推進方策》

《未然防止・早期発見すること》

いじめは、特に大人には、目につきにくい時間や場所で行われます。ささいな兆候でも軽視せず、「いじめではないか」との疑いを持つて見極めることが大切です。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もありますので、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校長に報告し、学校は組織的な対応をすぐに行います。

さらには、教職員の言動が児童に大きな影響を与えることを認識しながら対応します。

学校では、定期的なアンケート調査・教育相談等を行うとともに、情報モラル教育を推進し、ネット上のトラブルの未然防止・早期発見にも努めます。そして、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や道徳教育を推進します。

《学校として特に配慮が必要な児童について》

- 発達障がいを含む、障がいのある児童
- 海外から帰国した児童や外国につながりがある児童
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
- 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

《家庭・地域との連携》

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要です。学校は、PTAや学校運営協議会をはじめ、地域の関係団体等と協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進するとともに、いじめ防止ための広報啓発も充実していきます。

また、学校評価において、いじめ問題に関する取組を評価し、その結果を公表します。

《関係機関との連携》

いじめの問題への対応については、例えば、学校において、いじめる子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(鈴鹿市教育委員会、鈴鹿市子ども家庭支援課、鈴鹿警察署、北勢児童相談所、医療機関等)と適切に連携し対応します。

《重大事態について》

【想定されること】(児童がいじめを受けたことにより)

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより子どもが相当の期間 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときなど。

(※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。)

【対処】

- 「いじめ問題緊急対策委員会」を活用し、情報収集及び事実関係を整理します。
- いじめの概要を教育委員会に報告するとともに指導・支援の要請を行います。
- 法に抵触すると考えられる場合には、鈴鹿警察署へ通報し、適切な対応等を相談します。